

議案第107号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表農政部の表1の項中「長島町」の次に「湧水町」を、「南種子町」の次に「大和村」を加える。

別表教育庁の表1の項第1号中「（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第2号及び第3号中「（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表教育庁の表1の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に該当法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとする等のため、所要の改正をしようとするものである。